高萩市原子力災害広域避難計画 骨 子

令和4年3月一部改定

高萩市

| 目 | 次 | |
|-----|----|--|
| 第 1 | 章 | 計画策定の基本的事項 |
| | 1 | 計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 |
| | 2 | 計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 |
| | 3 | 計画の修正・見直し ・・・・・・・・・・・・・・ 2 |
| | | |
| 第2 | 2章 | 高萩市における避難計画 |
| | 1 | 避難対象区域 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 |
| | 2 | 避難単位 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 |
| | 3 | 避難先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 |
| | 4 | 避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 |
| | | |
| 第3 | 章 | 防護措置の実施 |
| | 1 | 防護措置の種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 |
| | | (1) 屋内退避 ・・・・・・・・・・・・・・ 7 |
| | | (2) 避難及び一時移転 (広域避難) ・・・・・・・・・ 7 |
| | | (3) 複合災害時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・ 17 |
| | | (4) 安定ヨウ素剤の予防服用 ・・・・・・・・・・・・・・ 17 |
| | | (5) 避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染・・・・・・17 |
| | | (6) 飲食物の摂取制限 ・・・・・・・・・・・・・・18 |
| | 2 | (7) 行政機能の業務継続体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19防護措置を実施する基準(EAL と OIL)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19 |
| | 2 | |
| | | (1)放射性物質放出前における防護措置 ・・・ ・・・・・・20(2)放射性物質放出後における防護措置 ・・・・・・・・・24 |
| | 3 | (2) 放射性物質放出後におりる防護措置 防護措置の実施を判断するための緊急時モニタリング体制 ・・・・・・26 |
| | Ü | |
| 第4 | 章 | 住民の広域避難 |
| | 1 | 事故等の発生から広域避難までの流れ ・・・・・・・・・・・・・ 27 |
| | 2 | 住民への情報伝達 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27 |
| | 3 | 広域避難等の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28 |
| | | (1)屋内退避の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・28 |
| | | (2) 広域避難の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・29 |
| | | |
| 第5 | 章 | 避難所の開設と運営等 |
| | 1 | 開設と運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・34 |
| | | (1) 開設等業務・・・・・・・・・・・・・・・・・34 |

| | (2) | 運営の | 移管 | • • | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 4 |
|------------|------------|-------------|-----|-----|----|-----|----|----|-----|----|------------|----|------------|----|----|----|-------------|---|----|----|----|-----|----|----------------|---|---|---|---|
| | (3) | 運営・ | | | • | • | | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 4 |
| | (4) | 施設管 | 理・ | | • | • | | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 4 |
| | (5) | 運営上 | の支 | 章• | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 4 |
| | (6) | 福祉避 | 難所 | | • | • | | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 4 |
| | (7) | 避難者 | 名簿 | の作 | 成 | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 4 |
| 2 | 避難物 | 資の確 | 保· | | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 5 |
| | (1) | 避難物 | 資の | 確保 | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 5 |
| | (2) | 受援体 | 制• | | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 5 |
| 3 | 避難が | 長期化 | した | 場合 | ·1 | 対 | 応 | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 5 |
| 4 | 避難所 | 「におけ | る要 | 配慮 | 者 | (D) | 支担 | 爰 | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 5 |
| 5 | 行政窓 | 日の設 | 置• | | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 5 |
| 6 | 避難状 | に況の確 | 認• | | • | • | • | • | • | | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 5 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◆今後 ◆参考 | の課題 ・答料 | | • • | • • | • | • | • | • | • • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 3 | 7 |
| | | 寺におけ | る高 | 荻市 | 民 | の児 | 県外 | 広 | 域 | 辟冀 | 推に | .関 | す | る† | 劦忥 | 包書 | 書 (2 | 福 | 島」 | 県ル | ハオ | つき | きす | 1) | | | 3 | 8 |
| ・原子 | 力災害 | 時におり | ける高 | 「萩「 | †E | 足の |)県 | .内 | 広 | 域ì | 辟 菓 | 催に | <u>-</u> 関 | す | `る | 協 | 定 | 書 | (; | 七艺 | 支块 | 成 月 | 月) | | | | 4 | 0 |

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の趣旨

2011 (平成 23 年) 年に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故(以下、「福島第一原子力発電所事故」という。) は、地震、津波との複合災害となったこともあり、大量の放射性物質が放出される重大な事故となった。周辺住民の多くが避難を強いられることとなり、事故後10年を経過した現時点においても、先行きが不透明な中、不安を抱えながらの避難生活を余儀なくされているところである。

従来の原子力災害対策について、多くの課題が明らかとなったこの事故の教訓を踏まえ、国においては、2012(平成24年)年10月に「原子力災害対策指針」を策定し、その後においても、数次に渡る見直しが行われている。

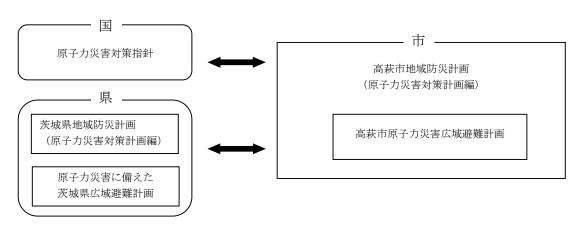
また、本市においては 2013 (平成 25 年) 年 3 月に「高萩市地域防災計画(原子力災害対策計画編)」を策定し、原子力災害対策の強化を図っているところである。このような原子力災害は二度とあってはならないものであり、事業者はもとより、国、県、市が連携し、事故の発生防止に重点的に取り組んでいくことが重要であるが、一方で、万が一の事態に備え、迅速かつ円滑な避難等の実施に向けたルールづくりが求められている。

このような状況を踏まえ、日本原子力発電株式会社東海第二発電所(以下、「東海第二発電所」という。)において、原子力災害が発生、もしくは発生するおそれがある場合に備え、市域を超える広域的な避難に必要な体制等を構築し、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、「高萩市原子力災害広域避難計画」を策定するものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、高萩市地域防災計画(原子力災害対策計画編)の一部として位置付け、本計画に定めのない事項については、高萩市地域防災計画に拠るものとする。また、国が定める「原子力災害対策指針」、茨城県の「茨城県地域防災計画(原子力災害対策計画編)」、「原子力災害に備えた茨城県広域避難計画」(以下、「茨城県広域避難計画」という。)と整合性を図り策定する。

【図1 本計画の位置付け】



3 計画の修正・見直し

本計画は、現時点における基本的な考え方をまとめたものであり、今後、国の原子力災害対策指針や茨城県広域避難計画の改定をはじめ、避難先自治体や関係機関等との協議、本市の各種対策の検討、検証等を踏まえ、随時、修正・見直しを行うものとする。

[計画の改定]

| 策定・改定 | 主な内容 |
|-------------|-------------------------------|
| 平成 29 年 5 月 | 策定 |
| 平成 30 年 3 月 | 避難中継所兼避難所の記載 |
| | 原子力災害対策指針の改正(平成29年3月22日)による修正 |
| | 緊急時活動レベル(EAL)の枠組みなど |
| 平成 31 年 3 月 | 避難経路の記載 |
| | 代替避難経路の記載 |
| 令和3年3月 | 避難退域時検査(スクリーニング)の場所の記載 |
| | 避難退域時検査(スクリーニング)の流れの記載 |
| 令和4年3月 | 避難所開設及び運営について記載 |

第2章 高萩市における避難計画

1 避難対象区域

原子力災害対策指針においては、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に 行うためには、原子力施設の特性等を踏まえて、あらかじめ、その影響の及ぶ可能性がある 区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと(以下、当該対策が 講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。)が必要であるとしている。

実用発電用原子炉の一つである東海第二発電所については、国の基準を踏まえ、茨城県地 域防災計画(原子力災害対策計画編)において、以下のとおり、区域の範囲等が定められて いるところである。

- ◆PAZ: Precautionary Action Zone (予防的防護措置を準備する区域)
- ・原子力施設から概ね半径5キロメートル圏内
- ・放射性物質が放出される前の段階から予防的に避難等を行う区域
- ◆UPZ: Urgent Protective Action Planning Zone (緊急防護措置を準備する区域)
- ・PAZ の外側の概ね半径 30 キロメートル圏内
- ・予防的な防護措置を含め、段階的に屋内退避、避難、一時移転を行う区域

本市においては、下記地域が東海第二発電所から30キロメートル圏内であることから、 当該地域を UPZ (緊急防護措置を準備する区域)として、原子力災害対策重点区域に位置付 け、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるために必要な防護措置を定める。

また、UPZ圏外においても、必要に応じUPZ圏内と同様の防護措置を実施するものとする。



東海第二発電所における原子力災害対策重点区域の範囲】 【図 2

【図3 UPZ拡大図】



【高萩市における原子力災害対策重点区域の範囲】

| 区域の範囲 | 対象区域 (大字) | | | | | | | |
|------------------|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| UPZ | 本町、大和町、安良川、石滝、春日町、高戸、東本町、 | | | | | | | |
| (発電所から約 30km 圏内) | 肥前町、有明町、高浜町、高萩、島名、秋山、上手綱、 | | | | | | | |
| | 下手綱、中戸川、大能、福平 | | | | | | | |

2 避難単位

避難地域及び避難所の決定については、避難時の情報伝達体制、自主防災組織等の避難支援者の実働範囲であること、避難前後の安否確認等が円滑に行えること、避難後の避難所でのコミュニティの重要性等を考慮し、本市は大字単位での避難行動を基本とする。

なお、本市内が地震・津波など他の災害によって被災している場合は、その被災状況に応じて本計画をもとに柔軟に対応する。

3 避難先

市民等が避難先に円滑に移動するためには、あらかじめ地域ごとの避難先自治体を定め、市民へ周知しておく必要がある。

また、地域と避難先のマッチングに当たっては、避難先自治体の受け入れ可能数を考慮することはもとより、市民等の避難後の生活にも配慮することが重要である。

さらには、安定・安心した避難生活を送るためには、避難先自治体の協力が不可欠である ことから、平常時より連携強化に取り組んでいく必要がある。

具体的に本市においては、「高萩市(UPZ 圏外)」、「北茨城市」及び「福島県いわき市」の避難所へ避難する。

◆本市の避難先

| 避難先 | 対象区域 | 世帯数 (世帯) | 避難者数 (人) | 合 計 |
|---------|-------------|----------|----------|--------------------------|
| | 中戸川 | 45 | 109 | 50 III ## |
| 高萩市 | 大能 | 28 | 53 | 79 世帯 |
| (UPΖ圏外) | 福平 | 6 | 13 | 175 人 |
| | 肥前町 | 207 | 479 | |
| | 東本町 | 331 | 612 | 0 101 III III |
| 北茨城市 | 有明町 | 537 | 1, 210 | 2, 181 世帯 4, 716 人 |
| | 高戸 (常磐線より東) | 203 | 489 | 4,710 人 |
| | 高浜町 | 903 | 1, 926 | |
| | 高萩 | 892 | 2, 159 | |
| | 石滝 | 344 | 927 | |
| | 本町 | 536 | 1, 083 | |
| | 大和町 | 244 | 507 | |
| | 春日町 | 172 | 290 | 0 001 ### |
| 福島県いわき市 | 安良川 | 1, 461 | 3, 424 | 8,981 世帯 |
| | 高戸 (常磐線より西) | 319 | 677 | 21, 928 人 |
| | 下手綱 | 1, 141 | 2, 973 | |
| | 上手綱 | 1, 395 | 3, 703 | |
| | 秋山 | 648 | 1,650 | |
| | 島名 | 1,829 | 4, 535 | |
| 合 | 計 | 11, 241 | 26, 819 | |

※R2 国勢調査(R2.10.1 現在)

◆本市のUPZ圏外の区域

| 区域 | 世帯数 | 人 数 | 合 計 |
|---------|------|-----|--------|
| <u></u> | (世帯) | (人) | |
| 赤浜 | 213 | 510 | |
| 望海 | 6 | 18 | |
| 上君田 | 65 | 143 | 367 世帯 |
| 下君田 | 41 | 94 | 880 人 |
| 若栗 | 14 | 66 | |
| 横川 | 28 | 49 | |

※R2 国勢調査 (R2.10.1 現在)

◆避難先自治体との広域避難協定

原子力災害時における広域避難を円滑に実施するため、避難先自治体と広域避難に関する基本的な事項を定めた協定を締結した。(協定書は、参考資料 P39~42 のとおり)

福島県いわき市 平成 29 年 12 月 26 日締結 北茨城市 平成 30 年 4 月 25 日締結

4 避難経路

避難車両による渋滞や混乱を低減するため、あらかじめ、各地域から広域避難先までの基本ルートを定める。避難ルートの設定に当たっては、高速道路及び国道等の幹線道路を基本とし、広域避難先への移動しやすさを考慮するとともに、可能な限り一つのルートに車両が集中しないように配慮する。

第3章 防護措置の実施

1 防護措置の種類

市民等は、市長が、国・県からの指導、助言及び指示に基づき、又は独自の判断で実施する勧告・指示等により、原子力災害のリスクを最小限に抑えるため、以下の防護措置を実施する。

(1)屋内退避

自宅や職場、最寄りの公共施設(学校等)などの建物内に退避することで、放射性物質の 吸入を抑制するとともに、ガンマ線等を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る。

屋内退避は、放射性物質や放射線の異常な放出のおそれがある場合や空間放射線量率が 避難等の基準に満たない場合をはじめ、避難等の指示が行われるまで待機する場合、避難等 の実施が困難な場合において実施する。

(2) 避難及び一時移転(広域避難)

国の定める基準値以上の空間放射線量率が測定された地域は、避難又は一時移転を実施し、放射性物質や放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。

なお、本市においては、基準値を超えた地域が、避難又は一時移転のいずれかを実施する場合において、一部地域が市外へ離れることとなるため、「避難」及び「一時移転」をあわせて、「広域避難」ということとする。

広域避難

◆避難

・空間放射線量率が高い、又は、高くなるおそれがある地点から速やかに(1日以内に)離れるために緊急で実施するもの。

◆一時移転

・緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の被ばくを低減するため、一定期間のうちに(1週間以内に)当該地域から離れるために実施するもの。

①避難中継所兼避難所及び一時集合場所

避難指示が出された区域の市民等は、自家用車にて避難中継所兼避難所に向かう。自家用車での避難が困難な市民等は、区域ごとの一時集合場所へ集合し、その後、バス等で避難をする。

避難先自治体は、まず避難中継所兼避難所にて避難者の受入れを行い、避難者数を勘案しなが ら、受入準備が整った避難所を順次開設する。

◆本市における避難対象区域と避難者数及び避難中継所兼避難所

| 区域の範囲 | | 対象区域 | 避難者数(人) | 一時集合場所 | 避難中継所兼過 | 達難所 | |
|---------|-----|-------------|-----------|----------|------------------|--------|--|
| UPZ | 中戸川 | 中戸川 | 109 | 中戸川公民館 | 高萩ユーフィー | 声 | |
| (発電所から | 大能 | 大能 | 53 | 大能改善センター | ルド(旧君田小 | 高萩市 | |
| 概ね30 km | 福平 | 福平 | 13 | 福平集会所 | 中学校) | 巾 | |
| 圏内) | | 肥前町 | 479 | | 中郷第二小学校 | | |
| | | 東本町 | 612 | | 中郷第一小学校 | 北 | |
| | 駅東 | 有明町 | 1, 210 | p 東小学校 | 大津小学校 | 茨 | |
| | | 高戸 (常磐線より東) | 線より東) 489 | | 北茨城市生涯学 習センター | 城 市 | |
| | 高浜 | 高浜町 | 1, 926 | 高萩中学校 | 北茨城市民体育 館 | | |
| | 高萩 | 高萩 | 2, 159 | 秋山中学校 | 内郷コミュニテ | | |
| | | 石滝 | 927 | | ィセンター | | |
| | | 本町 | 1,083 | | | | |
| | 駅西南 | 大和町 | 507 | 市民体育館 | 即如什么会 | 垣 | |
| | | 春日町 | 290 | | 関船体育館 | 島 | |
| | | 安良川 | 3, 424 | | | 福島県い | |
| | 駅西北 | 高戸 (常磐線より西) | 677 | 総合福祉センター | 加女体去给 | わき市 | |
| | 下手綱 | 下手綱 | 2, 973 | 松岡小学校 | 勿来体育館 | 市 | |
| | 上手綱 | 上手綱 | 3, 703 | 松岡中学校 | 南部アリーナ | | |
| | 秋山 | 秋山 | 1,650 | 秋山小学校 | 小名浜武道館 | | |
| | 島名 | 島名 | 4, 535 | 1八山小子仅 | 7. 有供风胆路 | | |
| | 合 | 計 | 26, 819 | | | | |

※R2 国勢調査 (R2.10.1 現在)

※万一、UPZ圏外においても避難を必要とする事態となった場合、避難中継所兼避難所は 福島県いわき市内郷コミュニティセンターとする。

◆避難中継所

・避難先自治体が最初に避難者の受入れを行う場所。 避難の際は、まずこの場所に避難をし、避難所の指定の割り振りを受け、指定 された避難所へ避難する。

◆一時集合場所

・自家用車での避難が困難な方が、避難の際に集合する場所。 国や県との協力のもと確保したバス等により、避難先自治体の避難所へ向かう。

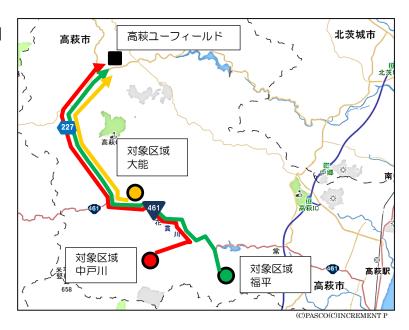
②避難経路

避難指示が出された区域から避難中継所兼避難所までの基本ルートは、茨城県広域避難 計画を踏まえ、以下のとおりとする。

ア 避難先:高萩市(UPZ圏外)

| 対 | 象区域 | 主な幹線道路 | 避難中継所 兼避難所 | | | |
|-----|-----|-----------------|---------------|------------|--|--|
| 中戸川 | 中戸川 | | 約 15km | 古共っ. フィールド | | |
| 大能 | 大能 | 国道 461 号→上君田大能線 | 約 9km | 高萩ユーフィールド | | |
| 福平 | 福平 | | 約 16km | (旧君田小中学校) | | |

【図4】



イ 避難先:北茨城市

| | 対象区域 | 主な幹線は | 道路 | 避難中継所 兼避難所 |
|----|-------------|-------|--------|---------------|
| | 肥前町 | | 約 7km | 中郷第二小学校 |
| 町士 | 東本町 | | 約 8km | 中郷第一小学校 |
| 駅東 | 有明町 | 国道6号 | 約 16km | 大津小学校 |
| | 高戸 (常磐線より東) | | 約 18km | 北茨城市生涯学習センター |
| 高浜 | 高浜町 | | 約 12km | 北茨城市民体育館 |



ウ 避難先:福島県いわき市

| | 対象区域 | 主な幹線道 | 路 | 避難中継所 兼避難所 | |
|-----|-------------|-----------------|-----------|------------------|--|
| 高萩 | 高萩 | | 約 51km | 内郷コミュニティセンター | |
| | 石滝 | | ボリ OIKIII | 内切コミユーノイビングー | |
| | 本町 | | | | |
| 駅西南 | 大和町 | | 約 43km | 関船体育館 | |
| | 春日町 | 高萩インター線 →常磐道 | ボソ 43KIII | 大川口 子 日 日 | |
| | 安良川 | | | | |
| 駅西北 | 高戸 (常磐線より西) | (高萩IC) | 約 24km | 勿来体育館 | |
| 下手綱 | 下手綱 | | ポリ Z4KM | 勿 米 仲 月 貼 | |
| 上手綱 | 上手綱 | | 約 26km | 南部アリーナ | |
| 秋山 | 秋山 | | 約 40km | 小夕近武道館 | |
| 島名 | 島名 | | 水ソ 4UKM | 小名浜武道館 | |



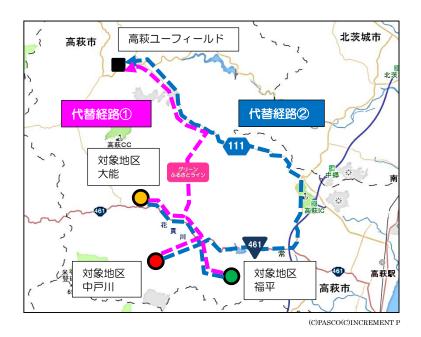
③代替避難経路

事情により、上記のとおり設定した基本ルートが使用できない場合に備え、代替ルートを 定める。この代替ルートは、茨城県広域避難計画を踏まえ、以下のとおりとする。

ア 避難先:高萩市(UPZ圏外)

| 対象 | 泉区域 | 代替避難経路 る主な幹線道 | | 代替避難経路 る主な幹線道 | 避難中継所 兼避難所 | |
|-----|-----|------------------|--------|------------------|---------------|---------|
| 中戸川 | 中戸川 | ガリーンとフ | 約 16km | ロさいもさ | 約 22km | 高萩ユーフィー |
| 大能 | 大能 | グリーンふる さとライン | 約 14km | 日立いわき | 約 24km | ルド(旧君田小 |
| 福平 | 福平 | 66717 | 約 18km | 線 | 約 24km | 中学校) |

【図7】



イ 避難先:北茨城市

| 対象区域 | | 代替避難経路 | 各に用い | 代替避難経路 | 避難中継所 | |
|--------|-----------------|--------|--------|--------|------------|------------------|
| | | る主な幹線道 | 道路 ① | る主な幹線道 | 節 ② | 兼避難所 |
| | 肥前町 | | | | 約 13km | 中郷第二小学校 |
| | 東本町 | _ | | | 約 17km | 中郷第一小学校 |
| 駅東 | 有明町 | | 約 23km | 日立いわき線 | 約 31km | 大津小学校 |
| | 高戸 (常磐線 より西) | 常磐道 | 約 24km | | 約 27km | 北茨城市生涯学 習センター |
| 高浜 高浜町 | | 約 18km | | | 約 20km | 北茨城市民体育 館 |

【図8】



ウ 避難先:福島県いわき市

| 対象区域 | | 代替避難経路に用い | | 代替避難経路に用い | | 避難中継所 |
|------|-----------------|-----------|------------------------|-----------|-----------|---------|
| | | る主な幹線道路 ① | | る主な幹線道路 ② | | 兼避難所 |
| 駅東 | 高萩 | | 数1 401zm | | % E91 | 内郷コミュニ |
| | 石滝 | - 約 48km | | 約 52km | ティセンター | |
| 駅西南 | 本町 | | ∜ / 2 401 . | | 約 48km 【 | |
| | 大和町 | | | | | 関船体育館 |
| | 春日町 | | 約 42km | | | |
| | 安良川 | 国道 6 号 | | 日立いわき | | |
| 駅西北 | 高戸 (常磐 線より西) | | 線 約 30km | 線 | 約 32km | 勿来体育館 |
| 下手綱 | 下手綱 | | | İ | | |
| 上手綱 | 上手綱 | | 約 26km | | 約 30km | 南部アリーナ |
| 秋山 | 秋山 | | 約 40km | | 約 46km | 小名浜武道館 |
| 島名 | 島名 | | かり 40Kill | | 亦り 40KIII | 7、石铁风旭路 |



(3) 複合災害時の対応

①受入れの確認

市は、県と連携し、避難先地域の被災状況及び避難受入れが可能であるかの確認を早急に行う。

②第二の避難先との確認

市は、避難先地域が被災し避難の受入れが困難である場合、県に第二の避難先を確認し、第二の避難先である自治体と早急に避難についての協議を行う。

③被災した道路情報等の提供

市は県と連携し、被災し通行不能となった道路等の情報について、市ホームページ、防災行政無線、緊急速報メール、SNS(Twitter、Facebook、LINE)、テレビ、たかはぎFM、広報車など、多様な媒体を活用し、迅速に広報を行う。

(4) 安定ヨウ素剤の予防服用

甲状腺がん等を発生させる可能性がある甲状腺被ばくを低減するため、放射性ヨウ素が 体内に取り込まれる前に、安定ヨウ素剤^{注1}を服用することにより、放射性ヨウ素の甲状腺 への到達量の抑制を図る。

なお、安定ョウ素剤の服用は、放射性ョウ素による内部被ばくに対する防護効果に限定されることから、国、県からの指示に基づき、又は独自の判断により、原則として医師の関与の下で、安定ョウ素剤を配布するとともに服用を指示するものとし、屋内退避や広域避難等の防護措置と組み合わせて実施する。

注1 非放射性のヨウ素を内服用に製剤化したもの

(5) 避難退域時検査(スクリーニング)及び簡易除染

避難退域時検査は、市民等が広域避難を実施する際に、身体及び物品等に付着した放射性物質の汚染状況を確認することを目的に実施する。

避難退域時検査に関する基本的な考え方は、次のとおりである。

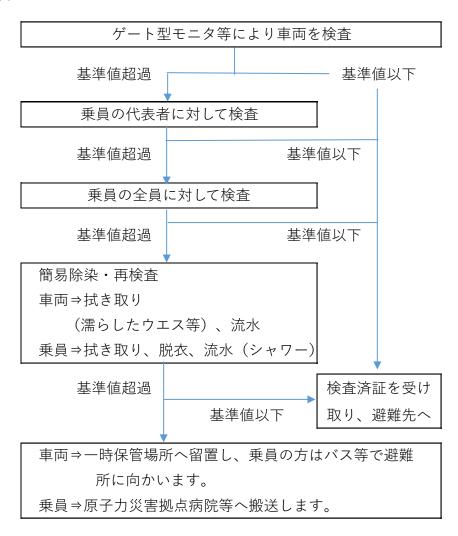
・県は、避難経路等を勘案の上、避難退域時検査場所をあらかじめ設定し、避難退域時検査の体制を整備する。

※避難経路に面する高速道路のサービスエリアや公共施設をメイン検査場所とし、渋滞を緩和するためサブ検査場所を設ける。

| 避難退城時検査場所 | | | | |
|--------------|-------------|--|--|--|
| 【メイン会場】 | 【サブ会場】 | | | |
| 常磐道中郷サービスエリア | 高萩市民球場 | | | |
| 高萩中学校 | 高萩リサイクルセンター | | | |
| 高萩清松高校 | サンスポーツランド高萩 | | | |
| 高萩ユーフィールド | | | | |

・県は、国が定める手順に従い避難退域時検査を実施する。また、必要に応じ簡易除染を実施する。

検査の流れ



・避難退域時検査等に関する記録方法及び汚染が一定レベル以下であると判断されたこと を証明する「検査済証」の発行方法については、今後、国・県と連携して検討する。

(6) 飲食物の摂取制限

飲食物中の放射性物質の濃度測定を行い、一定以上の濃度が確認された場合に、該当する 飲食物の摂取を回避することで経口摂取による内部被ばくの低減を図る。

(7) 行政機能の業務継続体制

市は、災害対策本部機能、被災者支援業務及び非常時優先業務の継続が可能となる体制を検討する。

2 防護措置を実施する基準 (EAL と OIL)

福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力事故発生後の初期対応段階においては、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じなければならない。

そのため、国においては、国際的な基準等を踏まえ、原子力施設の状況に応じた「緊急事態区分」を設定し、各区分における、原子力事業者、国、地方自治体のそれぞれが果たすべき役割を明らかにするとともに、あわせて施設がこれらの緊急事態区分に該当する状況であるか否かを判断するための基準として、「緊急時活動レベル」(以下「EAL ^{注1}」という。)を設定している。

また、放射性物質の放出後においては、適切な防護措置を迅速に実行できるよう「防護措置の実施を判断する基準」(運用上の介入レベル「以下「OIL^{注2}」という)として観測可能な指標である空間放射線量率や放射性物質の濃度等の基準値を設定しているところである。

本市においても、この基準をもとに判断される国・県からの指導、助言及び指示に基づき、 市民等に対し、必要な防護措置の実施について、勧告・指示等を行うこととする。

注1 EAL: Emergency Action Level の略

注2 OIL:Operational Intervention Level の略

(1) 放射性物質放出前における防護措置(施設の状況【EAL】に応じて判断)

① 警戒事態【EAL 1】

原子力施設において、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、異常事象の発生、又はそのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備等を開始する必要がある段階。【表1】

≪防護措置≫

- ・PAZ においては、「施設敷地緊急事態要避難者注1の避難等」の「避難準備」を開始する。
- ・学校等においては、生徒、児童、園児の引き渡しを開始する。



②施設敷地緊急事態【EAL 2】(原子力災害対策特別措置法第 10 条に該当)

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、緊急時モニタリングの実施等により、事態の進展を把握するための情報収集の強化を行う段階。【表 2】

≪防護措置≫

- ・PAZ においては、基本的にすべての住民を対象とした「避難準備」を開始するとと もに、施設敷地緊急事態要避難者 (注 1) の「避難」を実施する。また、「安定ョウ 素剤の服用準備」を開始する。
- ・UPZにおいては、屋内退避の準備を開始する。



③全面緊急事態【EAL 3】(原子力災害対策特別措置法第 15 条に該当)

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、その影響を回避、低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階。【表3】

≪防護措置≫

- ・PAZ においては、すべての住民を対象とした「避難」や「安定ョウ素剤の服用」を実施する。
- ・UPZにおいては、すべての住民を対象とした「屋内退避」を実施するとともに、要配慮者は「避難準備」を開始する。また、「安定ヨウ素剤の配布、服用の準備」を開始する。
 - 注1 施設敷地緊急事態要避難者とは、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ・自ら避難することが困難な要配慮者で、避難の実施により健康リスクが高まらない者
 - ・安定ヨウ素剤を事前配布されていない者・安定ヨウ素剤の服用が不適切な者

【表 1 警戒事態を判断する EAL (EAL1) ^{注 1}】

| 警戒事能 | た判 | 歩ナス | EVI |
|------|----|-----|-----|
| | | | |

緊急事態区分における 措置の概要

- ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。
- ②原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。
- ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。
- ④原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失 した場合において、当該原子力炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失 すること。
- ⑤全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該 母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続 すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。
- ⑥原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること.
- ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。
- ⑧原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。
- ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外 との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。
- ⑩重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という)の機能の一部が喪失するおそれがあること。
- ⑩燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、 又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。
- ⑩当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。
- ⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報 が発令された場合。
- ④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合(浜岡原子力発 電所のみ。)
- ⑮オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。
- ⑩当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が 発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。
- ⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

体制構築や情報収集を 行い、住民防護のため の準備を開始する。

(資料:原子力災害対策指針)

注1 東海第二発電所が該当する「沸騰水型軽水炉」における EAL

【表2 施設敷地緊急事態を判断する EAL (EAL 2) 注1】

| 施設敷地緊 | 刍 重能 | か判除す | -ス | FAI |
|-------|-------------|---------|-----|-------|
| | W # 65 | 7 THE 9 | (a) | I'AI. |

- 緊急事態区分におけ る
- 措置の概要
- PAZ 内の住民等の避難 準備、及び早期に実施 が必要な住民避難等 の防護措置を行う。
- ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏 えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧 又は低圧で注入するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。
- ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、非常用の炉心冷却装置等のうち当該原子炉へ高圧で注水するものによる注水が直ちにできないこと。
- ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合において、残留熱除去系装置等により当該原子炉から残留熱を直ちに除去できないこと。
- ④全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続すること。
- ⑤非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源 が一となる状態が5分以上継続すること。
- ⑥原子炉の停止中に原子炉の容器内水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下した場合において、すべての非常用炉心冷却装置による注水ができないこと。
- ⑦使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑧原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若 しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置す る原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報 装置の機能の一部が喪失すること。
- ⑨原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。
- ⑩火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。
- ⑩原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。
- ⑩原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。
- ⑬燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。
- ④原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断 基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)
- ⑮その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

(資料:原子力災害対策指針)

注1 東海第二発電所が該当する「沸騰水型軽水炉」における EAL

【表3 全面緊急事態を判断する EAL (EAL 3) 注1】

全面緊急事態を判断する EAL

- 緊急事態区分における 措置の概要
- ①原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停 止することができないこと又は停止したことを確認することができないこ 上。
- ②原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の 漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置等による注水 が直ちにできないこと。
- ③原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合におい て、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこ
- ④原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力 又は最高使用温度に達すること。
- ⑤原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去できない場合に おいて、残留熱除去系装置等によって当該原子炉から残留熱を直ちに除去 できないときに、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。
- ⑥全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上 継続すること。
- ⑦全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分 以上継続すること。
- ⑧炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
- ⑨原子炉の停止中に原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉 へ低圧で注水するものに限る。) が作動する水位まで低下した場合におい て、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。
- ⑩使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの 水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合 において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。
- ⑪原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉 を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子 炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施 設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の 全ての機能が喪失すること。
- ②燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子 炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。
- ⑬原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事 態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物 質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。)
- ⑭その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等 放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放 出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要が ある事象が発生すること。

PAZ 内の住民避難等の 防護措置を行うととも に、UPZ及び必要に応じ てそれ以遠の周辺地域 において、放射性物質 放出後の防護措置実施 に備えた準備を開始す る。放射性物質放出後 は、計測される空間放 射線量率などに基づく 防護措置を実施する。

(資料:原子力災害対策指針)

注1 東海第二発電所が該当する「沸騰水型軽水炉」における EAL

(2) 放射性物質放出後における防護措置(空間放射線量率等【OIL】に応じて判断)

原子力事故が発生した場合には、放射性物質の放出開始前から原子力施設の状況(EAL)に応じて、防護措置を講じることが極めて重要であるが、放射性物質の放出後においては、放射性物質の拡散により、比較的広い範囲において空間放射線量率の高い地点が発生する可能性があり、各種防護措置を実施することとなる。

このような事態に備え、国、県、事業者等との連携のもと、空間放射線量率を測定する緊急時モニタリングを迅速に実施し、その結果が、次の表に掲げる基準(0IL)を超えた地区において、「避難」、「一時移転」、「避難退域時検査及び簡易除染」、「飲食物の摂取制限」等を実施する。

【表4 0ILと防護措置】

| | 基準の種類 | 基準の概要 | 防護措置 | | 初期設定値 ^{注1} | |
|--------|------------------|---|---|--|---|---------------------------|
| 緊急防 | OIL1 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質 の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響 を防止するため、住民等を数時間内に避難や 屋内退避等させるための基準 | 数時間内を目途に区域を特定し、 避難等を実施。(移動が困難な者 の一時屋内退避を含む) | 500 μ Sv/h (地上 1m で計測した場合の 空間放射線量率 ^{注2}) | | |
| 緊急防護措置 | 0IL4 | 不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ば くを防止するため、除染を講じるための基準 | 避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難 退城時検査を実施して、基準を超 | (皮膚から | β線: 40,000cpm 5数cmでの検出器 | |
| | | | える際は迅速に簡易除染等を実 施。 | | 3,000cpm【1ヶ月 う数cmでの検出器 | |
| 早期防護措置 | OIL2 | 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質 の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響 を防止するため、地域生産物 ^{注3} の摂取を制限 するとともに、住民等を1週間程度以内に一 時移転させるための基準 | 1日内を目途に区域を特定し、地 域生産物の摂取を制限するとと もに、1週間程度内に一時移転を 実施。 | (地上 1m で計) | 20 μ Sv/h 則した場合の空間 | 放射線量率注2) |
| | 飲食物に係る スクリーニング基準 | OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する基準として、飲食物中の放射性核種濃度測定を 実施すべき地域を特定する際の基準 | 数日内を目途に飲食物中の放射 性核種濃度を測定すべき区域を 特定。 | (地上 1m で計 核種 | 0.5μSv/h ^{注4} 削した場合の空間 飲料水 | 間放射線量率) 野菜類、穀類、 |
| 飲食物摂取制 | OIL6 | 経口摂取による被ばく影響を防止するため、 飲食物の摂取を制限する際の基準 | 1 週間内を目途に飲食物中の放 射性核種濃度の測定と分析を行 | ()(性 | 駅村小 牛乳・乳製品 | 野来類、穀類、 肉、卵、魚、 その他 |
| 摂 | | | い、基準を超えるものにつき摂取 | 放射性ヨウ素 | 300Bq/kg | 2,000Bq/kg ^{± 5} |
| 取制 | | | 制限を迅速に実施。 | 放射性セシウム | 200Bq/kg | 500Bq/kg |
| 限 | | | | プルトニウム及 び超ウラン元素 のアルファ核種 | 1Bq/kg | 10Bq/kg |
| | | | | ウラン | 20Bq/kg | $100 \mathrm{Bq/kg}$ |

(資料:原子力災害対策指針)

- 注4 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグランドによる寄与も含めた値とする。
- 注5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

注1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

注2 0IL1 については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率 (1 時間値) が 0IL1 の基準を超えた場合、0IL2 については、空間放射線量率の時間的・空間 的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率が 0IL2 の基準値を超えたときから起算して、概ね 1 日が経過した時点の空間放射線量 率が 0IL2 の基準値を超えた場合に防護措置を実施する。

注3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるものをいう。(例:野菜、該当地域の牧 草を食べた生の別)

【防護措置のフロー】

| 事故の状況 | | PAZ(5km圏内) | UPZ(30km 圏内) |
|-----------|--|---|--|
| 放射性物質の放出前 | 事故発生 警戒事態 (EAL 1) 原子炉へのすべての給水機 能が喪失した場合など | ○施設敷地緊急事態要避難者の「避難準備」○生徒、児童、園児等は「保護者への引き渡し」 | ○生徒、児童、園児等は 「保護者への引 き渡し」 |
| | 事故の拡大 施設敷地緊急事態 (EAL 2) 安全機器等の機能の一部が 喪失した場合など | ○施設敷地緊急事態要 避難者の「避難」○住民等の「避難準備」 | ○要配慮者及び住民等の「 屋内退避準備」 ○ 避難行動要支援者への「避難支援」 |
| | 重大事故の発生 全面緊急事態 (EAL 3) 原子炉を停止する全ての機 能が喪失した場合など | ○住民等の「避難」 | ○要配慮者及び住民等の 「屋内退避」 及 び 「避難準備」 |
| 放射性物質の放出後 | 放射性物質が環境へ放出 | | ○空間放射線量が 500 μ Sv/h 以上の地域は「数時間内目途に区域を特定し、避難」(0IL1) ○空間放射線量が 20 μ Sv/h 以上 500 μ Sv/h 未満の地域は「1日内目途に区域の特定等を行い、1週間内目途に一時移転」(0IL2) ○基準を超える飲食物の摂取を制限(0IL6) |

3 防護措置の実施を判断するための緊急時モニタリング体制

広域避難等の実施を判断するための緊急時モニタリングについては、空間放射線量率の 監視体制の強化に向け、県により、以下の箇所に簡易型電子線量計が設置された。



【図10 本市の簡易型電子線量計設置箇所】

※簡易型電子線量計は測定範囲が高線量域のため、平常時の測定は出来ない。

◆参考 平常時のモニタリング体制

(0.2 μ Sv/h 以上の測定に対応)

【図11 本市の固定型モニタリングポスト設置箇所】



※原子力規制委員会から県への受託事業「環境放射能水準調査」による。

(原子力規制委員会ホームページ参照 https://www.erms.nsr.go.jp/nra-ramis-ebg/general/mapdisplaydoserate/initialize)

第4章 住民の広域避難

1 事故等の発生から広域避難までの流れ

原子力災害に対する防護措置は、EAL と OIL に基づき段階的に行われ、広域避難は、最終的な防護措置として実施することとなる。

事故時の混乱を低減し、市民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるためには、広域避難を実施するタイミングと方法について、一定のルールを定め、あらかじめ市民等へ周知することが重要である。また、広域避難のルールを定めるに当たっては、災害発生時の滞在場所や身体の状況等に配慮しなければならない。

特に、広域避難に時間を要する要配慮者に対しては、早い段階で支援を開始するなど、き め細かな対応が求められている。

さらには、市民等がこれらのルールに基づき、防護措置を確実に実施できるよう、勧告・ 指示等を迅速に伝達することのできる環境の整備について努める必要がある。

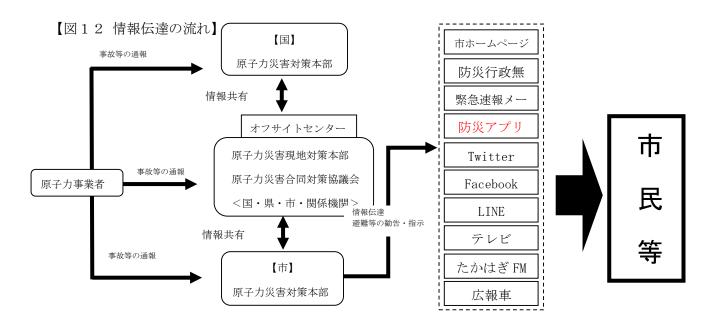
2 住民への情報伝達

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、東海第二発電所において原子力事故が発生した場合には、市民が混乱せず、事故の状況に応じた適切な防護措置を実施できるように、緊急速報メール、防災行政無線、防災アプリ、市ホームページ、SNS(Twitter、Facebook、LINE)、テレビ、たかはぎ FM、広報車など、多様な媒体を活用し、正確かつ分かりやすい内容で迅速に広報を行う。

なお、広報を実施する際は、特に以下の項目について、重点的に、繰り返し情報伝達を行う。

【重点的に広報を実施する事項】

- ○原子力事故の発生時刻、内容、進展
- ○各地域の空間放射線量率の値
- ○防護措置の実施に関する勧告、指示
- ○道路の被害状況
- ○避難退域時検査の状況
- ○広域避難先や避難中継所等の情報



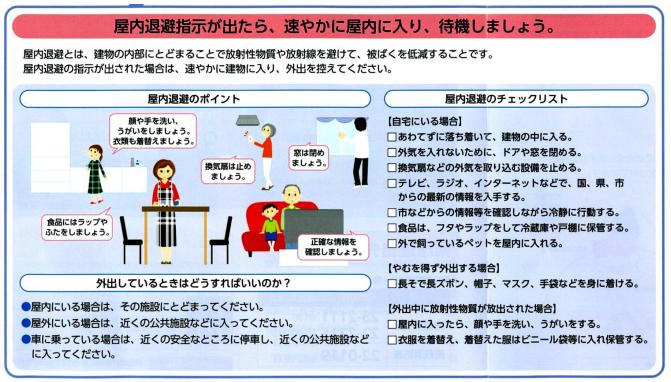
3 広域避難等の方法

(1)屋内退避の方法

原子力事故の発生後、全面緊急事態となった場合には、被ばくの低減を図るために屋内退避を実施する。

実施に当たっては、学校、職場等に滞在している市民等は、帰宅していることを原則とするが、自宅のある地域がすでに広域避難の対象となっているなど、学校、職場等からの帰宅が困難な場合においては、滞在している場所で屋内退避を実施する。

【図13 「高萩市原子力災害対応ガイドブック」抜粋】



(2) 広域避難の方法

空間放射線量率が 0IL の基準値以上となった地域が、広域避難を実施する場合は、災害発生時の滞在場所や身体の状況等に応じ、次の避難フローに従って、避難先自治体に向かうことを原則とする。

(本項で定める広域避難のパターン)

- ①基本的な広域避難
 - ア 自家用車での広域避難が可能な市民等
 - イ 自家用車での広域避難が困難な市民等
- ②要配慮者の広域避難
 - ア 避難行動要支援者 (災害発生時の避難時に特に支援を要する在宅の方)
 - イ 社会福祉施設等の入所者
- ③学校、保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童等の広域避難
- ④観光客等の一時滞在者の広域避難

①基本的な広域避難

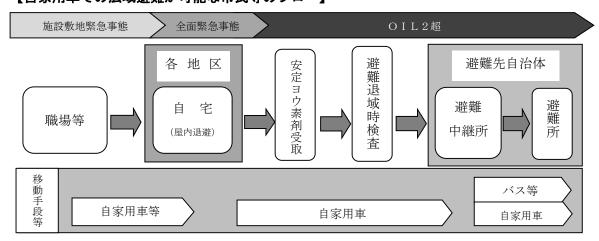
ア 自家用車での広域避難が可能な市民等

◆市の定める避難所へ広域避難する方法

自家用車による広域避難が可能な市民等は、あらかじめ定めるルート (P9~16 参照) を通って、避難先自治体の「避難所」 (P8 参照) に向かう。

移動中においては、環境に放射性物質が浮遊しているおそれがあるため、窓をしめ内 気循環で走行するなど、外気の侵入を防止しながら避難を行う。

【自家用車での広域避難が可能な市民等のフロー】



◆市の定める避難所以外へ広域避難する方法

親戚宅等に自家用車で避難する場合においても、混乱を低減するため、市の指示を待ってから移動を開始する。

また、避難完了後においては、安否確認のため、所在を市に連絡する。

イ 自家用車での広域避難が困難な市民等

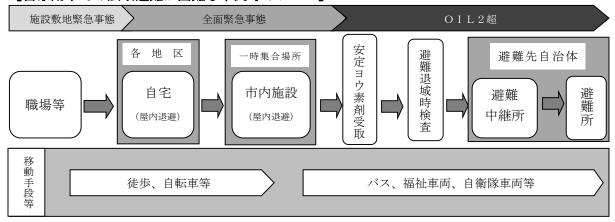
◆広域避難の方法

避難先自治体まで自家用車で広域避難することが難しい方については、「一時集合場所」(P8~16 参照)として定める地区毎の施設へ集合する。その後、国や県との協力のもとに確保したバス等の移動手段によって、避難先自治体の避難所(P8 参照)に向かう。

◆移動手段

災害時において市は、国や県との連携のもと、バスによる広域避難のほか、自衛隊車 両や鉄道など、使用可能なあらゆる手段について検討を行い状況に応じて避難手段を 決定する。

【自家用車での広域避難が困難な市民等のフロー】



②要配慮者の広域避難

ア 避難行動要支援者(災害発生時の避難時に特に支援を要する在宅の方)

◆広域避難の方法

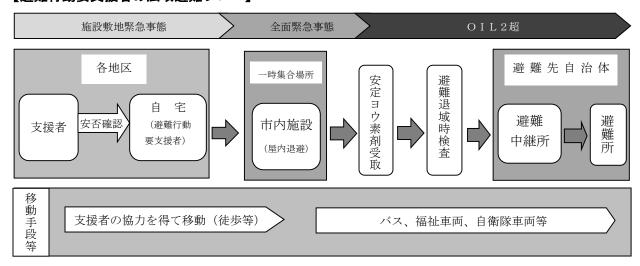
市が作成する避難行動要支援者名簿に基づき、自主防災組織、民生委員や消防団などの避難支援等関係者(以下「支援者」という)が中心となって安否確認を行う。その後、連絡がとれた家族や近隣者等の支援のもと、自家用車での広域避難が可能な方は、(2) 一①で定めた方法により、避難所へ向かう。

家族との連絡が取れない方など、自家用車での広域避難が困難な方については、支援者等と共に、一時集合場所へ移動し、バスや福祉車両等により避難所に向かう。

◆安否確認等の支援活動を行うタイミング

支援者の被ばくを防ぐという観点から、施設敷地緊急事態の段階で、支援者による安 否確認を開始し、その後、家族との連絡がとれない方など、自家用車での広域避難が困 難な方は、支援者の協力のもと一時集合場所へ移動した上で、屋内退避を実施する。な お、放射性物質が放出されたことが明らかとなった場合は、ただちに、支援者による活 動を中止し、市や防災機関等が中心となった支援活動に切り替える。その後、周辺の空 間放射線量率が OIL の基準値以上となった場合には、広域避難を行う。

【避難行動要支援者の広域避難フロー】

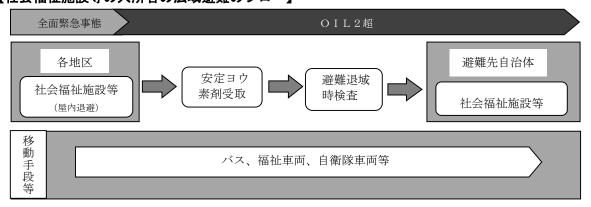


イ 社会福祉施設の入所者

◆広域避難の方法

茨城県広域避難計画に基づき、社会福祉施設等の管理者は、県及び市と連携を図りながら、あらかじめ定めた社会福祉施設等に受入れを要請し、準備が整い次第、バスや福祉車両等により広域避難先に向かう。

【社会福祉施設等の入所者の広域避難のフロー】

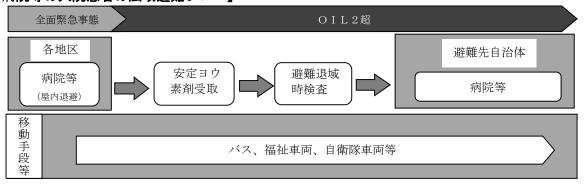


ウ病院等の入院患者

◆広域避難の方法

茨城県広域避難計画に基づき、病院等医療機関の管理者は、県及び市と連携を図りながら、あらかじめ定めた病院等に受け入れを要請し、準備が整い次第、バスや福祉車両、救急車等により広域避難先に向かう。

【病院等の入院患者の広域避難フロー】



③学校、保育所、幼稚園、認定こども園に通う児童等の広域避難

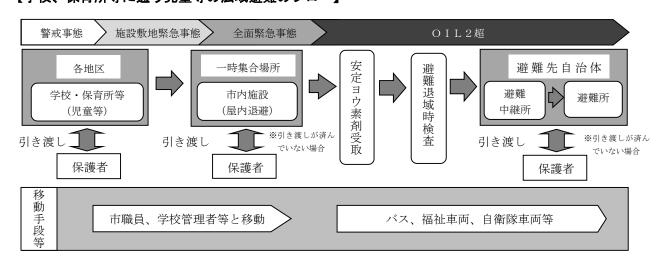
◆保護者への引き渡し

学校等においては、警戒事態となった段階で保護者への引き渡しを開始する。全面緊急事態となった段階で保護者への引き渡しが済んでいない児童等については、保護者に児童等の所在が分かるように必要な措置を講じた上で、一時集合場所へ移動し、屋内退避を実施する。保護者への引き渡しについては、一時集合場所においても、継続して実施する。

◆広域避難の方法

一時集合場所周辺の空間放射線量率が 0IL の基準値を超え、広域避難を実施する段階においても、保護者への引き渡しが済んでいない児童等については、市職員や学校等の管理者同伴のもと、バス等により集団広域避難を実施し、避難先において保護者への引き渡しを行う。

【学校、保育所等に通う児童等の広域避難のフロー】



④観光客等の一時滞在者への対応

◆早期帰宅の促進

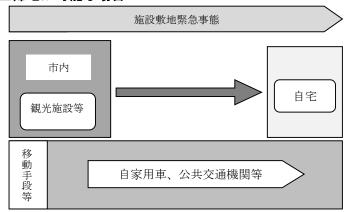
警戒事態又は施設敷地緊急事態の段階で、観光施設や宿泊施設、公共交通機関等に情報の周知を行うとともに、防災行政無線や緊急速報メール等を活用し、自家用車もしくは、公共交通機関を利用して、速やかに帰宅するよう呼びかける。

◆広域避難の方法

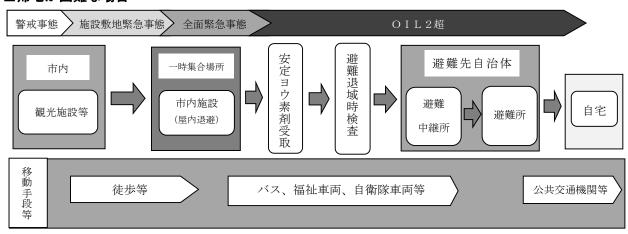
公共交通機関が利用できない状態となるなど、早期帰宅が困難な場合においては、最 寄りの一時集合場所に移動した上で、市民とともに広域避難を実施し、その後、公共交 通機関等により帰宅する。

【観光客等の一時滞在者の広域避難のフロー】

■帰宅が可能な場合



■帰宅が困難な場合



第5章 避難所の開設と運営等

1 開設と運営

(1) 開設等業務

市は、避難開始当初においては、住民の送り出しに全力をあげることとし、避難所の開設、避難者の受入業務については、避難先市町村が行うものとする。 また、新型コロナウイルス等感染症の流行時には避難所等における感染拡大を防止するための対策を実施したうえで開設する。

(2) 運営の移管

市は、できるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先市町村から避難所の運営の移管を完了させるものとする。

また、避難所の運営については、避難者及びボランティア等の協力を得て行うものと する。

(3) 運営

避難所の運営については、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置する等適切な対応に努めるものとする。

(4) 施設管理

避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず、施設管理者が引き続き行うものとする。

(5) 運営上の支障

市は、避難者が避難所の受入れ人数を超える等避難所の運営に支障が生じる又はそのおそれがある場合は、県及び避難先市町村と協議・調整のうえ、他の避難所を確保するものとする。

(6) 福祉避難所

市は、福祉避難所の設置が必要となった場合には、避難先市町村と連携・協力して福祉避難所を開設するものとする。

(7) 避難者名簿の作成

市は、避難所ごとに避難者名簿を家族単位で作成するものとする。

2 避難物資の確保

(1) 避難物資の確保

市は、避難に際して必要となる食糧や毛布等について、備蓄する物資を活用するほか、必要に応じ県や国、関係事業者、避難先市町村等に要請し、迅速に確保するものとする。

(2) 受援体制

市は、関係機関や他地域等からの食糧や資機材等の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、県や国と連携しながら早期に体制を整えるものとする。

3 避難が長期化した場合の対応

市は、避難が長期化する場合は、県や国と連携し避難者がホテルや旅館等へ移動できるよう努める。

また、市は、県や国と連携し応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、賃貸住宅等の活用及びあっせんにより、避難所の早期解消に努めるものとする。

4 避難所における要配慮者の支援

社会福祉施設入所者及び病院等入院患者については各施設職員が、また在宅の避難行動要支援者については家族が中心となって支援を行うものとする。

市は、支援要員の不足が生じ、又はそのおそれがある場合は、県や国、避難先市町村等に要請し、医療、福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

5 行政窓口の設置

市、避難先における行政サービスを提供するための行政窓口を避難先地域に設置する ものとする。

6 避難状況の確認

(1) 住民避難の確認

ア 避難する住民は避難する際に避難済みであることを、また避難することが困難な 住民は支援が必要であることを示す目印を玄関等に表示するものとする。

イ 市は、県と連携し、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て住民が避難済みで あること等の確認を行い、市災害対策本部等で把握しておくものとする。

(2) 避難者の所在確認

市は、避難者の所在について、避難所に避難した住民については、避難者名簿により、

避難所以外に避難した住民については、警察や消防のほか避難した住民からの情報等を もとに確認するものとする。その際、個人情報の取扱いには十分配慮するものとする。

◆今後の課題

今後、以下の事項について、国・県の動向等を踏まえながら、検証、検討を重ね、本市の 具体的な取組等について、計画に位置付けていくこととする。

- ○安定ヨウ素剤緊急配布の手順と場所
- ○避難退域時検査方法
- ○移動手段の確保
- ○複合災害への対応
- ○避難状況の確認方法
- ○避難行動要支援者対策
- ○避難途中でのトラブル対策
- ○屋内退避時の対応

附 則

平成29年 5月 策定

平成31年 3月 一部改定

令和 3年 3月 一部改定

令和 4年 3月 一部改訂

◆参考資料

原子力災害時における高萩市民の県外広域避難に関する協定書

いわき市(以下「甲」という。)と高萩市(以下「乙」という。)は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「原子力災害時」という。)における乙の市民の県外広域一時 滞在(以下「県外広域避難」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時に災害対策基本法第86条の9の規定及び原子力 災害に備えた茨城県広域避難計画(以下「茨城県広域避難計画」という。)に基づき行う県外広 域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(県外広域避難の基本的事項)

- 第2条 原子力災害時において、乙の市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、乙が 茨城県と協議の上、県外広域避難の必要があると認めた場合は、甲は、避難対象となる乙の市 民(以下「避難者」という。)を受入れるものとする。ただし、甲が被災している等、正当な理 由がある場合は、この限りではない。
- 2 甲は、指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設を乙の避難所又は避難中継所(以下「避 難所等」という。)として提供するものとする。
- 3 避難所等の開設等受入業務は、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙は、できるだけ早期に甲から避難所等の運営の移管を受ける。
- 4 乙は、県外広域避難の実施にあたっては、茨城県及び福島県と連携し、甲の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

(県外広域避難の受入要請等)

- 第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、その旨をあらかじめ茨城県 及び福島県に報告するものとする。
- 2 前項の受入要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備 を開始するものとする。

(受入期間)

第4条 甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、甲、乙、茨城県及び福島県が協議して決定するものとする。

(スクリーニング等)

第5条 茨城県は、当該避難による汚染拡大の防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心のため、 茨城県広域避難計画に基づき、避難者に対するスクリーニング及び除染を実施する。

(必要物資等)

- 第6条 避難者の受入れ及び避難所等の運営に必要な物資並びに防災資機材等(以下「必要物資」 という。) は、乙が茨城県と協力し、確保する。
- 2 前項の必要物資が不足する場合は、乙が甲に対し必要物資の一部を貸与又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

- 第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。
- 2 乙は、前項の費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用の一時繰替の支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定による県外広域避難が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報交換等の相互交流を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の原子力防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月26日

甲 福島県いわき市長 清水敏男



乙 茨城県高萩市長 小田木 真



立会人 福島県危機管理部長 小 野 和 彦



茨城県生活環境部長 近 藤 慶

原子力災害時における高萩市民の県内広域避難に関する協定書

北茨城市(以下「甲」という。)と高萩市(以下「乙」という。)は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「原子力災害時」という。)における乙の市民の県内広域一時滞在(以下「県内広域避難」という。)について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時に災害対策基本法第86条の8の規定及び原子力 災害に備えた茨城県広域避難計画(以下「茨城県広域避難計画」という。)に基づき行う県内広 域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(県内広域避難の基本的事項)

- 第2条 原子力災害時において、乙の市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、乙が 茨城県と協議の上、県内広域避難の必要があると認めた場合は、甲は、避難対象となる乙の市 民(以下「避難者」という。)を受入れるものとする。ただし、甲が被災している等、正当な理 由がある場合は、この限りではない。
- 2 甲は、指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設を乙の避難所又は避難中継所(以下「避 難所等」という。)として提供するものとする。
- 3 避難所等の開設等受入業務は、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙は、できるだけ早期に甲から避難所等の運営の移管を受ける。
- 4 乙は、県内広域避難の実施にあたっては、茨城県と連携し、甲の負担が過大とならないよう 配慮しなければならない。

(県内広域避難の受入要請等)

- 第3条 甲に対する県内広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、その旨をあらかじめ茨城県 に報告するものとする。
- 2 前項の受入要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。
- 3 甲は、乙と県内広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備 を開始するものとする。

(受入期間)

第4条 甲が県内広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、甲、乙、茨城県が協議して決定するものとする。

(スクリーニング等)

第5条 茨城県は、当該避難による汚染拡大の防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心のため、 茨城県広域避難計画に基づき、避難者に対するスクリーニング及び除染を実施する。

(必要物資等)

- 第6条 避難者の受入れ及び避難所等の運営に必要な物資並びに防災資機材等(以下「必要物資」 という。) は、乙が茨城県と協力し、確保する。
- 2 前項の必要物資が不足する場合は、乙が甲に対し必要物資の一部を貸与又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

- 第7条 県内広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。
- 2 乙は、前項の費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用の一時繰替の支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定による県内広域避難が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報交換等の相互交流を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の原子力防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 4月25日

甲 北茨城市長







乙 高萩市長

大部勝規

